

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成27年 8月25日（火）

担当課：消防本部 予防課

件 名：大和市火災予防条例及び規則の一部改正について	
提出理由：「違反対象物に係る公表制度」の実施に向け、大和市火災予防条例及び規則の一部改正を行うにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 - 平成24年5月に広島県福山市のホテルで死者7名、負傷者3名、また平成25年2月には長崎市の認知症高齢者グループホームで死者5名、負傷者7名が犠牲となる火災事故が発生した。 - 近年発生した火災を受けて国で実施した全国的な調査の結果、法令で義務付けられている消火設備等が設置されていない防火対象物が相当数に上ることが確認された。 - そうした状況を受け、平成25年12月に総務省消防庁から、重大な法令違反のある防火対象物をホームページ等で公表する制度（以下「公表制度」という。）を開始し、まずは政令指定都市に実施するよう、通知があった。 - その後、既に実施した消防本部の運用状況から一定の効果が確認され、政令指定都市以外でも効果が期待されること、また、平成27年4月には全ての政令指定都市の消防本部において公表制度が実施される見込みとなったことから、平成27年3月、総務省消防庁から、「管内人口が20万人以上の消防本部は公表制度を積極的に進めるよう」通知があった。 - 公表制度は法令で義務付けられたものではないが、市民の正確な理解を得て、より適切に運用するため、制度実施に際して条例を定めたい。 2. 条例改正等の目的 - 重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図ることを目的とする。 - また、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資することを目的とする。	3. 条例改正等の主な内容 (1) 公表の対象となる防火対象物 - 火災発生時の人命の危険性を考慮し、百貨店、ホテル・旅館、病院、社会福祉施設等の不特定多数の者が出入りする防火対象物（特定防火対象物）で、立入検査において消防法令に係る重大な違反が認められ、その結果を通知した日から一定期間を経過した日においても、なお、同一の違反が認められるもの。 (2) 公表の対象となる消防法令違反 (1)の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない違反とする。 (3) 公表の時期 - 公表時期については、(2)の違反が認められる防火対象物に対する立入検査の結果を関係者に通知した日から、14日経過後とする。 (4) 公表の方法 - 公表は、広く全国の利用者等へ情報提供できるように、市でのホームページにおいて行う方法とし、あわせて、消防本部及び消防署において公表内容を閲覧できる方法とする。 (5) 公表する事項 - 当該法令違反が認められた防火対象物の名称及び所在地 - 当該法令違反の内容 - その他消防長が必要と認める事項 (6) 公表する期間 - 当該違反が是正されたことを確認できるまでの間 4. その他 - 制度の周知に関しては、広報等を活用して十分行うとともに、違反対象物の関係者には、施行までの間、周知・是正指導を徹底する。
経 過 H25.12 違反対象物に係る公表制度の実施について及び運用について（通知） H27. 3 違反対象物に係る公表制度の実施の推進について及び留意事項について（通知）	今後の予定 H27. 9 市民意見公募手続きの実施 H27.12 議案提出 H28. 7 改正条例施行